

ニュー・グリーンピア津南スキー場の指定管理者を公募します

津南町では、ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例に基づき次のとおり指定管理者を公募します。

1 施設の概要

名称	位置
ニュー・グリーンピア津南スキー場	津南町大字秋成 12275 番地ほか

別添図面の範囲とする。

2 申込受付期間

令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 24 日まで

3 指定期間

指定管理者を指定して管理を行わせる期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日若しくはニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例（平成 28 年条例第 1 号）が廃止されるまでのどちらか早い方を終期とする。

4 申込の資格

団体であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、同法第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 選定の基準

次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者として選定する。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 公の施設の管理を安心して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

6 管理の基準

指定管理者が行う管理の業務は次のとおりとする。

- (1) スキー場の管理運営業務及び敷地全体の管理業務
- (2) スキー場内の建築物（リフト、ブルースカイ、トイレ、発券所）の保守管理業務
- (3) 受変電設備の管理及び料金計算業務
- (4) 上水道設備の管理及び料金計算業務
- (5) ニュー・グリーンピア津南スキー場の経理業務
- (6) その他上記以外の施設管理業務

7 施設利用料金

本施設の利用者が納付する利用料金は、ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例第10条第2項に定める額の範囲内とする。

8 管理代行料

管理代行料は無料とし、管理業務に要する経費は施設利用料金その他をもってこれに充てる。ただし、ホテル営業と互助する利用料金、又は関連諸経費については㈱津南高原開発と協議を行うものとする。

9 その他付帯条件等

次に掲げる項については、㈱津南高原開発と協議を行うものとする。

(1) 駐車場利用の件

- ア 利用料金、利用部分の設定
- イ 除雪に係る経費（道路除雪を含む）の按分
- ウ 夏季における資材、機材置き場の利用料
- エ 駐車場の補修費用の按分

(2) 電気料金、通信料金の支払いの件

(3) 上下水道、光熱費の使用料金に関する取り決め

(4) 既存の機械（圧雪車、スノーモービル、投雪機、等）、器具、備品（案内看板、

競技用ポール、排雪器具、等)の買取り、又は利用料金の設定

- (5) 夏季ゲレンデ整備用機械、機材等が必要な場合の使用料
- (6) 春季小松原農道除雪作業、同道路夏季整備の件
- (7) 夏季シーズンのローラーリ्यूージュ、及び第二クワッドリフト夏季営業について
- (8) リフト諸申請書類の名義変更、索道協会費、手数料等関連費用の件
- (9) スキー場に関わる冬期従業員雇用(地元優先雇用)の件
- (10) 「グリーンピア津南スキークラブ」並びに「ニュー・グリーンピア津南スキー
スクール」の活用について

10 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、次に例示する書類を提出するものとする。

- (1) 別紙様式第1号による申込書
- (2) 申込み資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - イ 非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - エ 別紙様式第2号による申込資格に関する申立書
 - オ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申
立書(別紙様式第2号)
- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を証明する書類
 - ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活
動をしている団体のみ。)
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成している
もののみ。)
 - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及
び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。)
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類、又はこれらに相当
する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

11 申請書類の提出先

〒949-8292

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

津南町役場 総務課

電話 025-765-3112 ファックス 025-765-4625 (総務課受付)

電子メール somu@town.tsunan.niigata.jp

12 申請書類の提出期限

令和 7 年 10 月 24 日